

国立大学法人富山大学契約職員の雇用期間に関する細則

令和2年3月24日制定
令和5年1月24日改正
令和6年3月26日改正
令和6年8月6日改正

(総則)

第1条 国立大学法人富山大学契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）第7条第2項第3号の適用については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(臨時的な雇用期間の更新)

第2条 契約職員就業規則第7条第2項第3号に規定する「大学が業務の都合等により特に必要と認めた場合」とは、特別な事情があると判断され、臨時的に期間の更新が必要な業務に従事する次に掲げる場合をいう。ただし、雇用期間は当初の雇用開始の日から5年（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2に該当するURA及び知財コーディネーター（国立大学法人富山大学URA及び知財コーディネーターに関する要項に定める者をいう。）、研究員及び研究支援員の職にある者にあっては10年）を限度とする。

- （1）豊富な経験と熟練を要する技能職の業務で、後任者を得ることが困難な場合
- （2）夜間や休日に実施される業務で、後任者を得ることが困難な場合
- （3）担当者の交代の時期が繁忙期と重なる等、大学の業務運営に支障をきたすことが予想される場合

(附属病院に所属又は勤務する職員)

第3条 前条の規定にかかわらず、附属病院に所属又は勤務する契約職員のうち、次の表に掲げる免許、資格等を有する者であって、真にやむを得ない特別な事情があると判断され、次項に掲げる条件を全て満たす場合に限り、雇用期間は当初の雇用開始の日から5年を超えることができるものとする。

名称	
事務補佐員	メディカルクラーク（医師事務作業補助を行う者を含む。）、がん登録担当職員（国立研究開発法人国立がん研究センター主催による、がん登録実務初級認定者研修の受講及びがん登録実務初級者認定試験に合格した者）、社会福祉士（社会福祉

	士の国家資格を有する者), 精神保健福祉士 (精神保健福祉士の国家資格を有する者), 診療情報管理士 (四病院団体協議会 (日本病院会, 全日本病院協会, 日本医療法人協会, 日本精神科病院協会) 及び医療研修推進財団が共同で認定する資格を有する者), 医療情報技師 (日本医療情報学会が付与する医療情報技師の資格を有する者), がん相談支援センター相談員 (国立研究開発法人国立がん研究センター主催による, がん相談支援センター相談員基礎研修を修了した者), 臨床研究倫理審査担当職員 (倫理審査専門職 CReP 協会が認定する倫理審査専門職 CReP 資格を有する者)
コーディネーター	日本薬理学会 CRC 資格, 日本臨床試験学会 GCP パスポート又は日本臨床研究ユニット臨床研究サポートスタッフの資格を有する者
技術補佐員	薬剤師, 栄養士, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 臨床工学技士, 理学療法士, 作業療法士, 視能訓練士, 言語聴覚士, 歯科衛生士, 歯科技工士, 病棟保育士, チャイルド・ライフ・スペシャリスト, 認定遺伝カウンセラー, 救急救命士, 助産師, 看護師, 準看護師
技能補佐員	調理師, 薬剤助手, 医療助手, 医療材料工手, 看護助手, 看護助手 (病棟事務担当)

2 5年を超えることを認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所属長による勤務実績の評価が良好以上であること。
- (2) 雇用期間を1年延長しても後任者を得ることが困難であること。
- (3) 次のいずれかに当てはまる場合
 - イ 診療報酬加算の施設基準の届出に当たり配置が必要な場合
 - ロ 診療業務に必要な場合
 - ハ 法令等に基づき適正に業務を実施することが必要な場合（「がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）」に関する業務等）

(障害者の雇用)

第4条 前2条の規定にかかわらず、障害者（都道府県知事等が交付する身体障害者手帳、療育手帳（これに類するものを含む。）又は精神障害者保健福祉手帳を保有する者をいう。）である契約職員にあっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨に鑑み、障害者の自立の促進及び安定的な就労に資するために特に必要であると学長が認めた場合は、雇用期間は当初の雇用開始の日から5年を超えることができる

ものとする。

附 則

この細則は、令和2年3月24日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年1月24日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年8月6日から施行する。